

募集新株予約権の機動的な発行に関する制度の創設

- ストックオプションは、特にスタートアップにおいて、人材確保の観点から重要だが、スタートアップを含む非公開会社においては、株主総会の決議でストックオプションの内容を定めることが必要。
取締役会に決定を委任できる範囲・期間が限られており、柔軟性や機動性に欠ける状態。
- スタートアップの人材確保をより後押しするため、産競法改正により会社法の特例を措置し、スタートアップによるストックオプションの柔軟かつ機動的な発行を可能とする。

会社法の規定

株主総会
(特別決議)

- 発行数の上限
- 有償・無償の区別（有償の場合、ストックオプションの取得額の最低額）
- ストックオプションの内容

- **権利行使価額**
- **権利行使期間**
- ...

上記事項を定めた上で、
以下の事項を委任可能
(1年間に限って有効)

取締役会

- 具体的な発行数（上限内）
- 具体的な金額（最低額以上）
- 割当日
- 払込みの期日
- その他（社債に付する場合の事項）

改正内容

(改正産競法で措置する会社法の特例)

- 発行数の上限
- 有償・無償の区別（有償の場合、ストックオプションの取得額の最低額）
- ストックオプションの内容

上記事項を定めた上で、
以下の事項を委任可能
(会社設立後最大15年間、有効)

- **権利行使価額**
- **権利行使期間**

- 具体的な発行数（上限内）
- 具体的な金額（最低額以上）
- 割当日
- 払込みの期日
- その他（社債に付する場合の事項）